

電気供給業を行う法人の事業税について

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。電気事業法に基づく許可等がない場合でも現に電気を供給しているという実態があれば該当します。

1. 電気供給業を行う法人の課税方式

(1) 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人

収入金額を課税標準とする収入割に加えて、所得割又は付加価値割・資本割により申告します。

(2) (1) 以外の電気供給業を行う法人

収入金額を課税標準とする収入割により申告します。

※小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業とは、地方税法（以下、「法」という。）第72条の2第1項第3号に掲げる事業をいいます（以下「小売・発電事業等」と呼びます）。

※小売電気事業等、発電事業等を行う法人：令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用

特定卸供給事業を行う法人：令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

2. 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準及び税率

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準額及び税率は、次のとおりです。

<令和2年4月1日以後に開始する事業年度>

※特定卸供給事業を行う法人は令和4年4月1日以後に開始する事業年度

	区分	法人の種類	課税標準	計算方法
小売・ 発電事業等 を行う法人	法人事業税	下記以外の法人	収入金額	収入金額×0.8025%【0.75%（※2）】
			所得金額	所得金額×1.9425%【1.85%（※2）】
		外形標準課税適用法人（※1）	収入金額	収入金額×0.8025%【0.75%（※2）】
			付加価値額	付加価値額×0.3885%【0.37%（※2）】
			資本金等の額	資本金等の額×0.1575%【0.15%（※2）】
	特別法人事業税		基準法人収入割額	基準法人収入割額（※3） × 40%
上記以外	法人事業税		収入金額	収入金額 × 1.065%【1%（※2）】
	特別法人事業税		基準法人収入割額	基準法人収入割額（※3） × 30%

- ※1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除く）などです。令和7年4月1日から外形標準課税の対象が拡大していますので、詳しくは、[法人事業税の外形標準課税について](https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/gaikei.html)（https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/gaikei.html）をご覧ください。
- ※2 大阪府では超過税率を適用しています。不均一課税（標準税率）の適用範囲は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で収入金額の総額が年4億円以下の法人です。
- ※3 基準法人収入割額 ＝ 標準税率で計算された収入割額

3. 課税標準となる所得金額の算定

小売・発電事業等を行う法人の所得割の課税標準である所得は、原則として法人税の課税標準である所得の計算の例により算定します。

※令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度について経過措置があります⇒7ページ

4. 課税標準となる収入金額の算定

$$\text{収入金額（課税標準）} = \text{ア 収入すべき金額の総額} - \text{イ 控除すべき金額}$$

ア 収入すべき金額の総額とは

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。主なものは以下のとおりです。

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ○各種電灯料収入 | ○配線貸付料 |
| ○各種電力料収入
（新エネルギー等電気相当量を含む。） | ○諸機器貸付料及び受託運転収入 |
| ○遅収加算料金 | ○諸工料 |
| ○せん用料金 | ○水力又はかんがい用水販売代等の
供給雑益に係る収入 |
| ○電球引換料 | ○設備貸付料 |

注）消費税の取扱い

- ◎ 料金とあわせて収入する消費税（地方消費税含む 以下同じ）の金額は、収入金額に含めません。
- ◎ 消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。
- ◎ 消費税の還付金は、費用（消費税）が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。なお、還付金に加算される還付加算金については、収入すべき金額に計上したうえで、控除される金額としてください。
- ◎ 消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額（益税）は、収入すべき金額に含まれます。また、控除される金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できません。

イ 控除すべき金額とは

収入すべき金額から控除すべき金額は以下のとおりです。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法 72 の 24 の 2①）
- 地方税法施行令（以下、「令」という。）第 22 条各号に定めるもの
 - ・ 保険金（令 22①）
 - ・ 有価証券の売却収入金額（令 22②）
 - ・ 不用品の売却収入金額（令 22③）
 - ・ 受取利息・受取配当金（令 22④）
 - ・ 需要者等から収納する工事負担金等（令 22⑤）
 - ・ 電気事業法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金（災害復旧交付金）（令 22⑥）
 - ・ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（令 22⑦）
 - ・ 電気供給業を行う他の法人から非化石電源証書を購入した場合であって非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における当該購入対価として支払うべき金額に相当する収入金額（令 22⑧）
 - ・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条の賦課金（令 22⑨）
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料金（告示昭和 30 年 29 号、昭和 34 年 46 号、平成 23 年 379 号）
- 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
 - ◆ 電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人（収入金額課税法人）から託送供給を受けて電気の供給を行う場合（法附則第 9 条⑧一）
 - ・ 当該他の電気供給業を行う法人に支払うべき託送料金【平成 12 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】（令附則第 6 条の 2②一イ）
 - ・ 発電事業等を行う法人（収入金額課税法人）に支払うべき託送料金に相当する額【令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】（令附則第 6 条の 2②一ロ）
 - ・ 発電事業等を行う法人（収入金額課税法人以外）に支払った託送料金に相当する額のうち、当該発電事業等を行う法人から一般送配電事業等を行う法人（収入金額課税法人）に対して支払われるべきもの【令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】（令附則第 6 条の 2②一ハ）
 - ◆ 発電事業等を行う法人が、自らの発電用電気工作物と一般送配電事業等を行う法人（収入金額課税法人）の電線路とを電氣的に接続する場合に、当該一般送配電事業等を行う法人に支払うべき託送料金【令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】（法附則第 9 条⑧一の二、令附則第 6 条の 2②一の二）
 - ◆ 特定送配電事業を行う法人が、自らの電線路と一般送配電事業を行う法人（収入金額課税法人）の電線路とを電氣的に接続する場合に、当該一般送配電事業を行う法人に支払うべき託送料金【令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】（法附則第 9 条⑧一の三、令附則第 6 条の 2②一の三）
 - ◆ 配電事業を行う法人（収入金額課税法人）が、一般送配電事業を行う法人（収入金額課税法人）の供給区域内において配電事業に係る電気工作物を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行う場合（法附則第 9 条⑧二、三）
 - ・ 当該配電事業を行う法人が当該一般送配電事業を行う法人に支払うべき配電事業に係る定期支払額【令和 5 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】（令附則第 6 条の 2②二）
 - ・ 当該一般送配電事業を行う法人が当該配電事業を行う法人に支払うべき配電事業に係る定期支払額【令和 5 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】（令附則第 6 条の 2②三）

- 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）（法附則第 9 条^⑩、令附則第 6 条の 2^⑧）
 - 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）（法附則第 9 条^⑨、令附則第 6 条の 2^⑨）
 - 特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が、特定取引（特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち総務省令で定めるもの）を行う場合に支払いを受けるべき金額に相当する収入金額（平成 31 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）（法附則第 9 条^⑩、令附則第 6 条の 2^⑩）
 - 一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額並びに原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額／配電事業者が一般送配電事業者に交付するこれらの金額に相当する収入金額（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）（法附則第 9 条^⑪、令附則第 6 条の 2^⑪）
 - 広域的運営推進機関に対して電気事業法第 28 条の 40 第 1 項第 5 号に掲げる業務に係る対価（容量抛出台金又は電源入札抛出台金）を支払い、広域的運営推進機関が他の法人（収入金額課税法人）に対して当該対価を原資として支払いをした場合の、広域的運営推進機関に対して支払うべき容量抛出台金又は電源入札抛出台金の額に相当する収入金額（※）（令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）（法附則第 9 条^⑫、令附則第 6 条の 2^⑬）
- ※容量抛出台金を控除する場合は、広域的運営推進機関へ支払った容量抛出台金の額に、広域的運営推進機関 Web サイトで年 1 回公表される「容量確保契約金額に係る収入金課税事業者割合」を乗じた金額を控除される金額としてください。

収入金額（課税標準）は、[収入金額に関する計算書\(第 6 号様式別表 6\)](#)を作成して計算してください。

5. 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

複数の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額を分割基準で分割して関係地方団体ごとの課税標準・税額を計算します。

電気供給業を行う法人の分割基準は次のとおりです。

業種	分割基準
小売電気事業等	課税標準の1/2：従業者の数 課税標準の1/2：事務所等の数
一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業	課税標準の1/4：有形固定資産の価額 課税標準の3/4：発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路の電力の容量
発電事業等、特定卸供給事業	課税標準の1/4：有形固定資産の価額 課税標準の3/4：発電所又は蓄電用の施設の用に供する有形固定資産の価額

分割基準の詳細は、[法人府民税及び法人事業税の分割基準について](https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/bunnkatukijunn.html) (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/bunnkatukijunn.html>) をご覧ください。

6. 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合

	算定方法	算定の詳細
原則	①電気供給業と②それ以外の事業を併せて行う場合は、事業部門ごとに区分計算してそれぞれ課税標準額、税額を算定し、それらの税額の合算額(①+②)により申告納付してください。(※1)(※2)	【各事業部門に共通する収入金額または経費がある場合】 共通収入金額または共通経費を各事業部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によって按分した額により各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定してください。 ・ 電気供給業等とそれ以外の事業を併せて行う場合の所得金額の区分計算書 ・ 電気供給業等とそれ以外の事業を併せて行う場合の収益配分額の区分計算書 (外形標準課税適用法人のみ)
例外	従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額、税額を算定することができます。	従たる事業のうち「軽微なもの」は、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の一割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

※1 法人事業税の税額計算において、標準税率と超過税率のどちらを適用するかの判定についても、それぞれの事業ごとに、①電気供給業は収入金額により、②所得等課税事業（地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいいます。）は所得金額により判定してください。

※2 小売・発電事業等を行う法人が所得等課税事業を併せて行う場合に、所得等課税事業で生じた欠損金額を小売・発電事業等に係る所得から繰越控除することはできません。各事業年度の小売・発電事業等又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限ります。

7. 申告書に添付する書類

電気供給業を行う法人については、申告書（[第6号様式](#)（※））と併せて次の書類の添付が必要となります。

※小売・発電事業等を行う法人は、[第6号様式（その2）](#)により申告してください。

○[収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）](#)

○貸借対照表及び損益計算書

- ・令和2年4月1日以後終了事業年度から、国税の電子申告時に、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表が提出されたものとみなされ提出が不要となります。

○法人税法施行規則様式別表4

○収入金額の算定の基礎資料（任意作成のもの）

【小売・発電事業等を行う法人】

○[所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）](#)

○[付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）](#)等（外形標準課税適用法人のみ）

- ・外形標準課税適用法人の添付書類の詳細は、「[法人事業税の外形標準課税について](#)」（<http://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/gaikei.html>）の申告手続等をご覧ください。

【小売・発電事業等を行う法人がそれ以外の事業を併せて行う場合】

○[電気供給業等とそれ以外の事業を併せて行う場合の所得金額の区分計算書](#)

○[電気供給業等とそれ以外の事業を併せて行う場合の収益配分額の区分計算書](#)（外形標準課税適用法人のみ）

○[所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）](#)

- ・事業ごとに作成し添付してください。

○[収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）](#)

- ・収入金額課税事業（地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。）を併せて行う場合は、事業ごとに作成し添付してください。

8. 中間（予定）申告の取扱いについて

収入金額に対する事業税を課される法人で事業年度が6月を超える場合（※）には、法人事業税について中間（予定）申告納付する義務があります。

前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合は、[第6号の3様式](#)により申告してください。小売・発電事業等を行う法人は、[第6号の3様式（その2）](#)により申告してください。

※通算子法人は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日において通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合と読み替えます。

9. 令和2年税制改正に関する事項

(1) 令和2年3月31日までに開始する事業年度の課税標準額及び税率

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準額及び税率は、次のとおりです。

＜令和2年3月31日までに開始する事業年度＞

区分	課税標準	計算方法
法人事業税	収入金額	(令和元年10月1日以後に開始する事業年度) 収入金額 × 1.065%【1%（※2）】
		(令和元年9月30日までに開始する事業年度) 収入金額 × 0.965%【0.9%（※2）】
特別法人事業税	基準法人収入割額	(令和元年10月1日以後に開始する事業年度) 基準法人収入割額（※3） × 30%
地方法人特別税		(令和元年9月30日までに開始する事業年度) 基準法人収入割額（※3） × 43.2%

(2) 所得の計算に関する経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売・発電事業等を行う法人が、小売・発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売・発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。

*詳しくは、[担当の府税事務所](#)までお問合せ下さい。